



島根県報

平成23年3月4日（金）

第2,270号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の指定	（医 療 政 策 課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
農業振興地域の指定の一部改正（3件）	（農 業 経 営 課）	2
換地処分	（農 村 整 備 課）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林予定森林（2件）	（ " ）	4
解除予定保安林	（ " ）	5
保安林の指定の解除（2件）	（ " ）	5
都市計画事業変更の認可	（都 市 計 画 課）	6

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（下 水 道 推 進 課）	6
------------------	---------------	---

告 示**島根県告示第144号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番1	平成23年3月15日から 平成26年3月14日まで
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	平成23年4月18日から 平成26年4月17日まで

島根県告示第145号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
山本 善朗	桃の木鍼灸整骨院	柔道整復	松江市黒田町安台原31-2	平成22年12月8日

島根県告示第146号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 松江地域の項中「平成19年島根県告示第834号」を「平成22年島根県告示第755号」に改める。

注中「事務所並びに」を削る。

島根県告示第147号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 安来地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

安来市のうち次の図面の赤色で着色した部分（7）平成22年島根県告示第755号により定められた松江圏都市計画市街化

区域、荒島町のうち市街化区域に囲まれた区域、(イ)吉田国有林及び上吉田町547～549、550続1、551、552、553-1、553-2、554、(ロ)平成19年島根県告示第23号により定められた斐伊川森林計画区（以下「斐伊川森林計画区」という。）の林班番号第101、第104～第108、第110、第113～第116、第119～第123、第136～第147、第150、第152、第195～第197、第199～第203、第206、第208～第215、第219、第224、第225、第229、第230、第237～第239、第277、第279～第282、第285、第290～第292、第300、第301、第304のうち保安林、(ニ)斐伊川森林計画区の林班番号第148、第151、第153～第155、第218、第220、第226、第227、第232、第278、第286～第288、第293、第294、第299、第303、第307のうち保安林とこれらの保安林に囲まれた区域、(ホ)斐伊川森林計画区の林班番号第439～第442、第444、第445、第450、第451、第457～第473、第476、第477、第480、第482、第486～第494、第498～第500、第504～第516、第518～第521のうち保安林、(カ)斐伊川森林計画区の林班番号第136林班③の2、3、4の森林、(キ)井尻財産区官行造林、(ク)昭和62年島根県告示第473号で広瀬町の区域のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うとされた区域)を除く区域

2 伯太地域の項を次のように改める。

2 削除

7 東出雲地域の項中「平成19年島根県告示第834号」を「平成22年島根県告示第755号」に改める。

注中「省略し」の次に「、島根県庁」を加え、「事務所並びに関係市町村役場」を「関係市町村役場」に改める。

島根県告示第148号

農業振興地域の指定（昭和48年島根県告示第118号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 広瀬地域の項を次のように改める。

1 削除

注中「事務所並びに」を削る。

島根県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月21日付けで県営土地改良事業に係る大原地区寺領1工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第150号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里ハ167-5・ハ167-9・ハ167-10・ハ170-2・ハ171-2・ハ254-6・ハ254-17・ハ255-3・ハ257-10・程原970-2・金城町小国イ818-6・イ823-4・上来原845-7・849-2・850-5・851-3から851-5まで・久佐イ1218-7（以上19筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第151号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成3年1月29日農林水産省告示第120号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第152号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町郡管田369、潰ノ谷378、山田奥ノ山151-1、154-1、155、158、180-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第153号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡海士町大字豊田254
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第154号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町西谷993-2、993-3、994-5、994-6
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町門田813-14、813-15
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町吉野字萬次尻613-5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成16年島根県告示第709号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・6・77号東津田中央線及び3・5・67号小浜道の前線
- 3 事業施行期間
平成16年7月9日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道
 - 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
西郷都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課